

令和7年4月1日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局企画財務課

独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について

独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（平成23年12月26日付け高知市水道局総務課通知）の一部を改正しましたので、通知します。

記

1 対象工事等

- 1(1) 予定価格が 200万円 を超える建設工事
- (2) 予定価格が 100万円 を超える工事に係る委託業務
- (3) 上記いずれの場合も、1者のみから見積書を徴し契約を行おうとする特命随意契約を除く。

2 提出を求める時期

契約書提出時

3 誓約書の様式

別記様式1のとおり

4 誓約書が提出されない場合の取扱い

- (1) 誓約書（別記様式1）を提出しない場合は、契約を辞退したものとみなし、当該落札者（契約予定者）とは契約を締結しないこととします。
- (2) 誓約書を提出せず契約を辞退したものとみなした場合は、そのことを理由として高知市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置は行いません。

5 公告等への記載

一般競争入札又は指名競争入札により発注する際には、入札公告又は指名通知書等において誓約書の提出を求め、誓約書の提出がない場合には契約の締結をしないことを記載します。

6 施行日等

令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う建設工事及び工事に係る委託業務から適用します。

ただし、施行日前に入札公告又は指名通知を行い、施行日以降に契約するものについても、次のとおり取り扱います。

- ① 契約書の提出時に、誓約書の提出を求めます。
- ② 誓約書を提出しないときは、速やかに誓約書を提出しない理由を記した文書の提出を求めます。（様式は任意、別記参考様式）
- ③ 誓約書及び理由書を提出しない場合であっても、そのことを理由として当該契約を辞退したとはみなしません。また、そのことを理由として指名停止等の措置は行いません。

以上